

## 社会保障審議会について（概要）

### 1 今回の審議会の整理合理化の方針

- 審議会については、今回の中央省庁再編に伴い、政府の統一方針として、政策審議・基準作成機能を持つものは原則として廃止し、法令による必要的付議事項や基本的な政策を審議するものについて数を限定して存置する（中央省庁等改革の推進に関する方針 11年4月）こととされた。

### 2 社会保障関係の審議会について

- 社会保障関係の22審議会については8審議会に統合再編。
  - (1) 基本的な政策を審議する2つの審議会  
（社会保障審議会及び厚生科学審議会）
  - (2) 行政の執行過程における基準の作成、行政処分、不服審査等に係る事項を審議する6つの審議会  
（疾病・障害認定審査会、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、医道審議会、援護審査会、社会保険審査会）

### 3 社会保障審議会について

1. 社会保障審議会については、8審議会（次ページ参照）の機能について、
  - ・ 再編前の審議会における法律又は政令による必要的付議事項を見直した上で、
  - ・ 社会保障制度・人口問題の基本的な事項について審議する審議会として設置。

統合・再編前

人口問題審議会	40人
厚生統計協議会	25人
医療審議会	30人
中央社会福祉審議会	25人
身体障害者福祉審議会	30人
中央児童福祉審議会	55人
医療保険福祉審議会	37人
年金審議会	20人

統合・再編後

<p>社会保障審議会 (定数30人以内)*</p>
-------------------------------

\* 臨時委員・専門委員を置くことができる(社会保障審議会令第1条第2項・第3項)。

<参 考> 社会保障審議会の所掌事務(厚生労働省設置法第7条)

- 1 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議する。
- 2 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議する。
- 3 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べる。
- 4 各法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2. 審議会に、6分科会を設置(社会保障審議会令第5条)。

- ① 医療分科会(特定機能病院の承認等)
- ② 福祉文化分科会(優良図書の推薦等)
- ③ 医療保険保険料率分科会(標準報酬最高等級・保険料率変更)
- ④ 介護給付費分科会(介護給付費支給基準等)
- ⑤ 年金資金運用分科会(年金資金運用指針、運用実績報告)
- ⑥ 統計分科会(統計の総合的企画等)

3. 審議会には、部会を置くことができる(社会保障審議会令第6条)。